

岩手県告示第563号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年6月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 菅原建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢2区36番地
    - ウ 代表者の氏名 菅原一生
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第3514号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月1日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年6月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社千葉組
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町吉浜字中井69番地1
    - ウ 代表者の氏名 齊藤儀継
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第5273号
  - (3) 処分の内容 石工事業、管工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月1日付けで石工事業、管工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年6月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社千葉組
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町吉浜字中井69番地1
    - ウ 代表者の氏名 齊藤儀継
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-18）第5273号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年6月3日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社小田島組
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町堅川目1地割33番地137
    - ウ 代表者の氏名 小田島直樹
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-17）第6792号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月1日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。